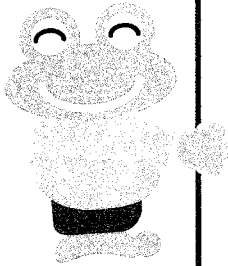


介護保険の対象になるサービスは、県が指定する事業者が行います。この事業者には、在宅サービスを行う「指定居宅サービス事業者」、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置して介護サービス計画（ケアプラン）を作成する「指定居宅介護支援事業者」、施設サービスを行う「介護保険施設」があり、今日はこれらの事業者についてお話しします。

指定居宅サービス事業者



福祉サービスはこれまで、原則的に公営で行われてきました。しかし、介護保険制度が始まると、都道府県知事の指定を受ければ、民間の会社もサービス事業者として保険給付の対象となるサービス（ホームヘルプサービス、訪問入浴サービスなど）を行うことができるようになります。これら民間のサービス事業者が増えてくれば、サービスを受ける側（介護を受ける高齢者）は、サービス事業者を自由に選択できるようになるので、サービスを提供する側（サービス事業者）は、選んでもらうために企業努力をして、安くても質の高いサービスを提供するようになると考えられています。

都留市においては、当面は大手の民間サービス事業者などの参入は見込めないため、現在建設中の（仮称）都留市保健福祉センター内での、社会福祉協議会によるサービスが中心になります。市では社会福祉協議会に職員を派遣して、介護保険制度の開始にむけて、サービス事業者としての体制づくりを進めているところです。

指定居宅介護支援事業者



“介護を必要とする高齢者の心身の状態をよく理解し、本人の意志を尊重しながらその人に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作成する”介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事は、介護保険制度において最も重要な位置を占めます。都留市では、市の保健課、社会福祉協議会のホームヘルパー、老人保健施設の介護福祉士などが実務研修を終え、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を取得しました。今後、市や社会福祉協議会は、居宅介護支援事業者の指定を受け、（仮称）都留市保健福祉センターを拠点に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行っていくことになります。



介護保険施設

施設サービスを行う介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があります。都留市では介護老人福祉施設として特別養護老人ホーム「よこぶき荘」が、介護老人保健施設として老人保健施設「つる」が、それぞれ指定を受けることになります。また、民間の医療機関が、介護療養型医療施設として指定を受ける準備をしています。

